（2）交差点拡幅部

交差点拡幅部とは、左（右）折車線の設置を考慮した、交差点部における付加車線用の拡幅部です。左（右）折交通が特に多い場合や、左（右）折車及び左（右）折の流出部の歩行者がともに多い場合など、交通処理のため左（右）折車線の設置が必要とされる交差点において、単路部の計画幅員より広く計画されている箇所をいいます。

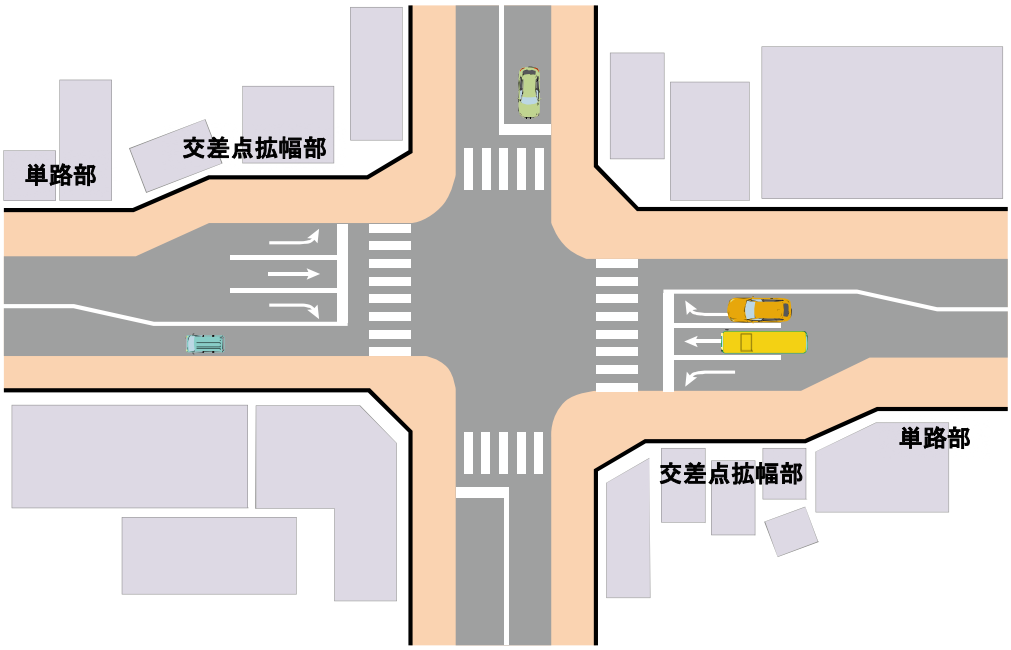

図３-28　交差点拡幅部のイメージ

検証対象

都市計画道路（事業中及び優先整備路線等を除く。）のうち、交差点拡幅部が未着手の箇所[1]としました。

［1］交差するいずれかの都市計画道路に事業中又は優先整備路線等が含まれる場合は対象外としました。

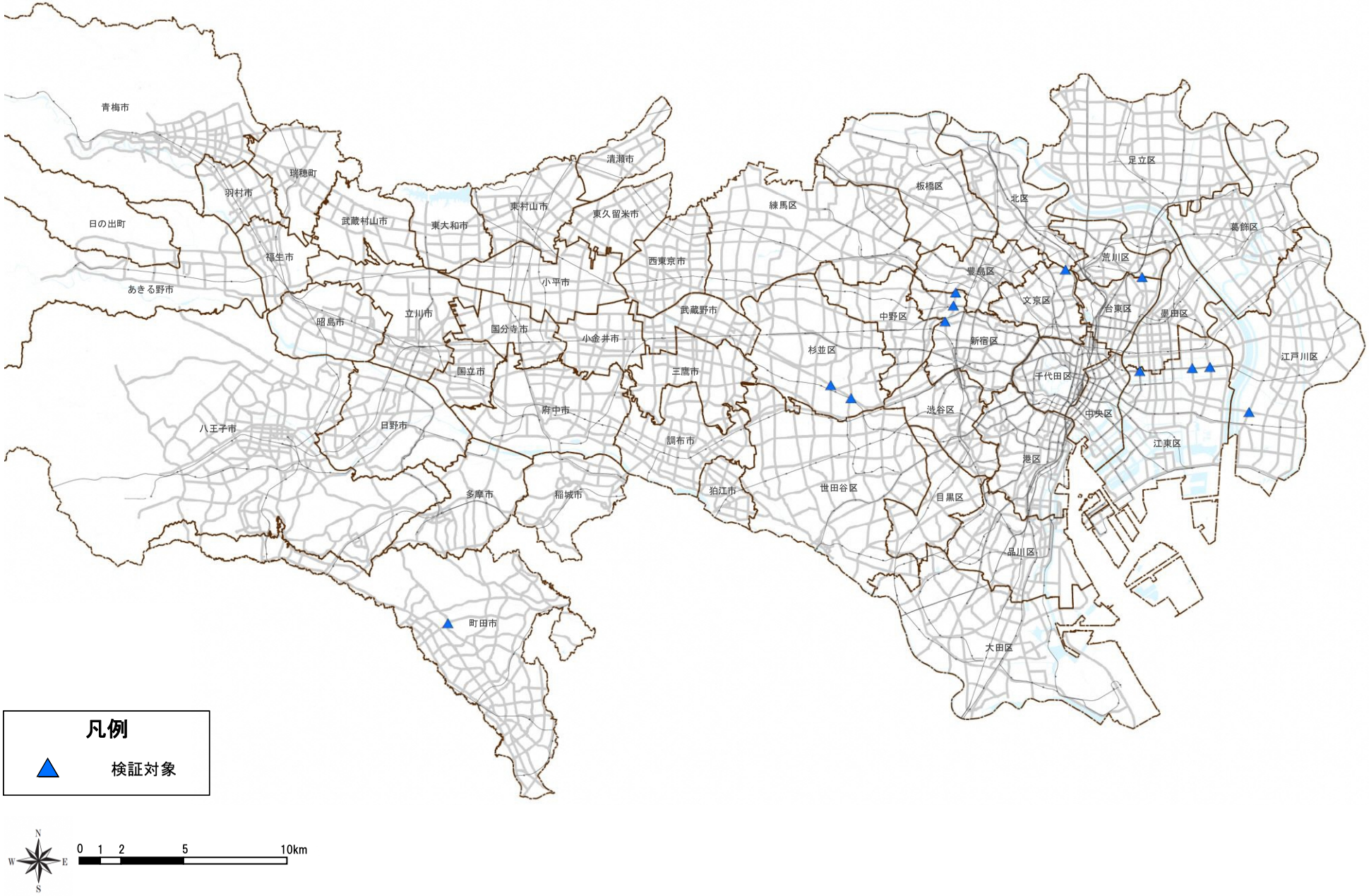

図３-29　交差点拡幅部　検証対象

検証方法

交差点拡幅部を含む交差点については、以下のとおり分類し、交差点拡幅部の要否を検証しました。

①交差する全ての都市計画道路の単路部が完成している交差点拡幅部

②交差するいずれかの都市計画道路に現道無道路又は概成道路が存在する交差点拡幅部

①交差する全ての都市計画道路の単路部が完成している交差点拡幅部

円滑な交通が確保されており、道路線形や歩行者交通などの面から安全性に大きな問題がないと検証された交差点拡幅部は、「**計画の変更（交差点拡幅部の廃止）**」を行う箇所としました。

それ以外は「**計画の存続**」としました。

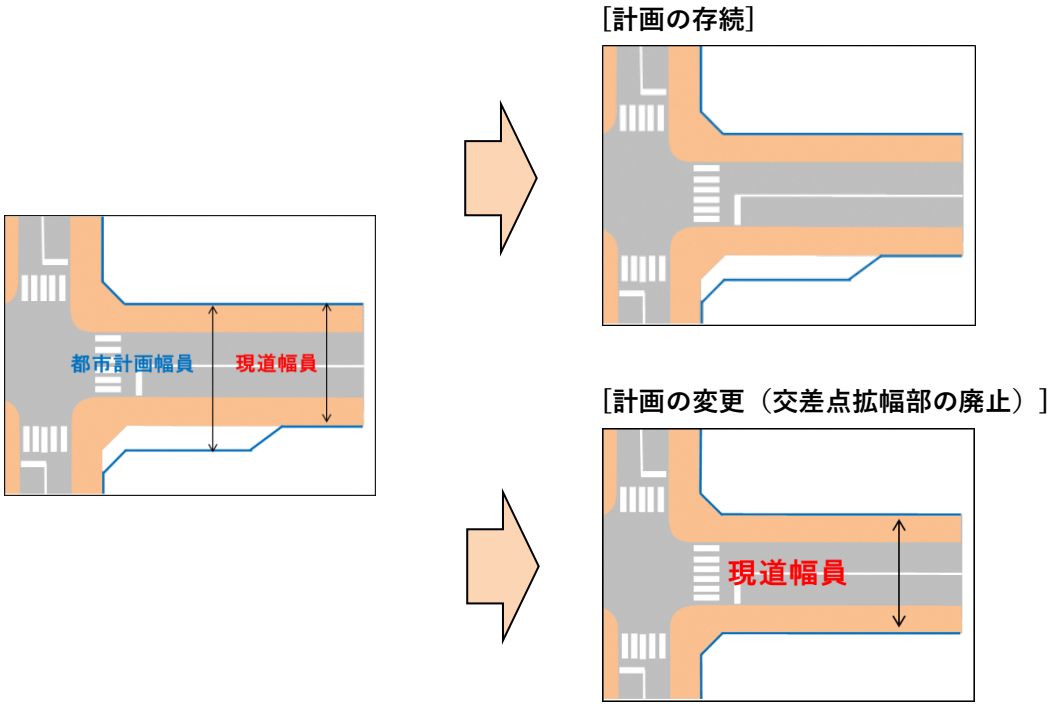

図 3 -30　交差する全ての都市計画道路の単路部が完成している交差点拡幅部

②交差するいずれかの都市計画道路に現道無道路又は概成道路が存在する交差点拡幅部

今後の周辺の都市計画道路ネットワークの状況や交通動向等を踏まえ、「**今後事業化を検討していく際に交差点拡幅部の要否を検証**」を行う箇所としました。

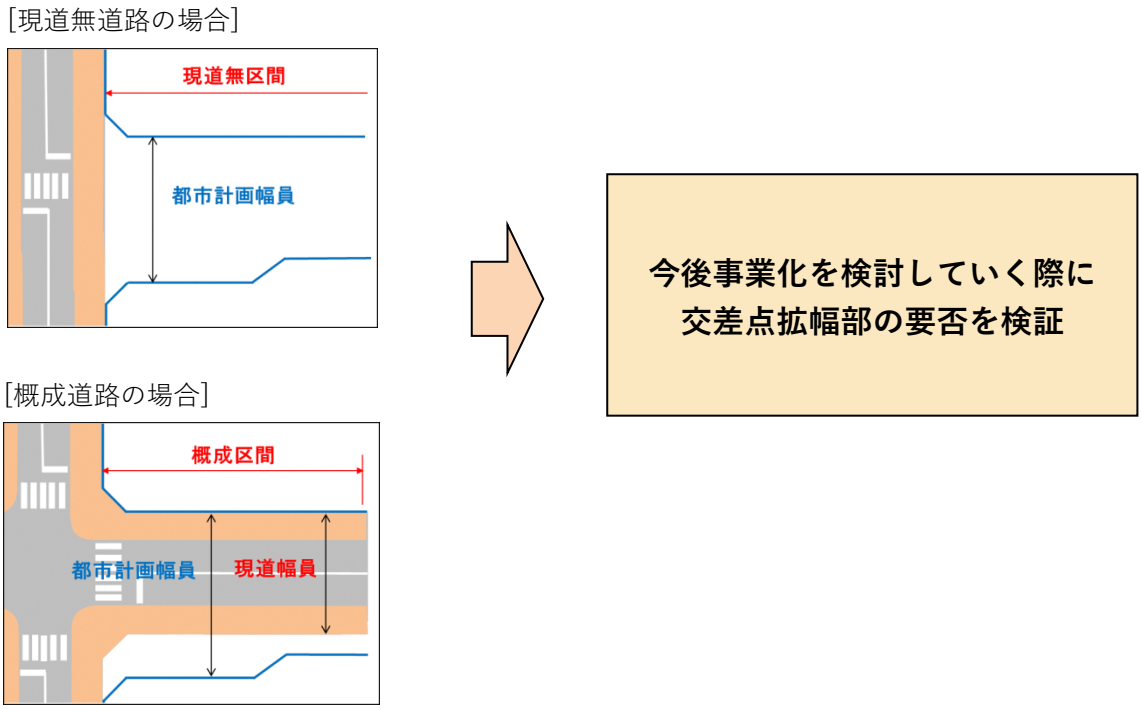

図 3 -31　交差するいずれかの都市計画道路に現道無道路又は概成道路が存在する交差点拡幅部

検証結果

以上を踏まえ、交差点拡幅部の【計画の変更（交差点拡幅部の廃止）】及び【今後事業化を検討していく際に交差点拡幅部の要否を検証】予定路線（箇所）の一覧表及び位置図を示します。

また、【計画の変更（交差点拡幅部の廃止）】予定路線の箇所図を示します。

表３-４　【計画の変更（交差点拡幅部の廃止）】予定路線（箇所）の一覧表

No.	路線名		交差点名	所在区市町	変更に向けた検討主体
交-１	放射 31 号線	補助 110 号線	森下駅前	江東区	都

表３-５　【今後事業化を検討していく際に交差点拡幅部の要否を検証】予定路線（箇所）の一覧表

No.	路線名		交差点名	所在区市町
交-２	放射７号線	補助 73 号線	―	新宿区
交-３	放射 23 号線	補助 128 号線	永福町駅前	杉並区
交-４	放射 23 号線	補助 133 号線	―	杉並区
交-５	放射 31 号線	環状４号線	大島六丁目	江東区
交-６	放射 31 号線	補助 116 号線	区民センター前	江東区
交-７	環状４号線	補助 93 号線	動坂下	文京区
交-８	環状４号線	補助 108 号線	泪橋	荒川区
交-９	補助 73 号線	補助 74 号線	小滝橋	新宿区
交-10	補助 73 号線	補助 76 号線	―	新宿区
交-11	町田３・４・15 号線	町田３・４・40 号線	―	町田市

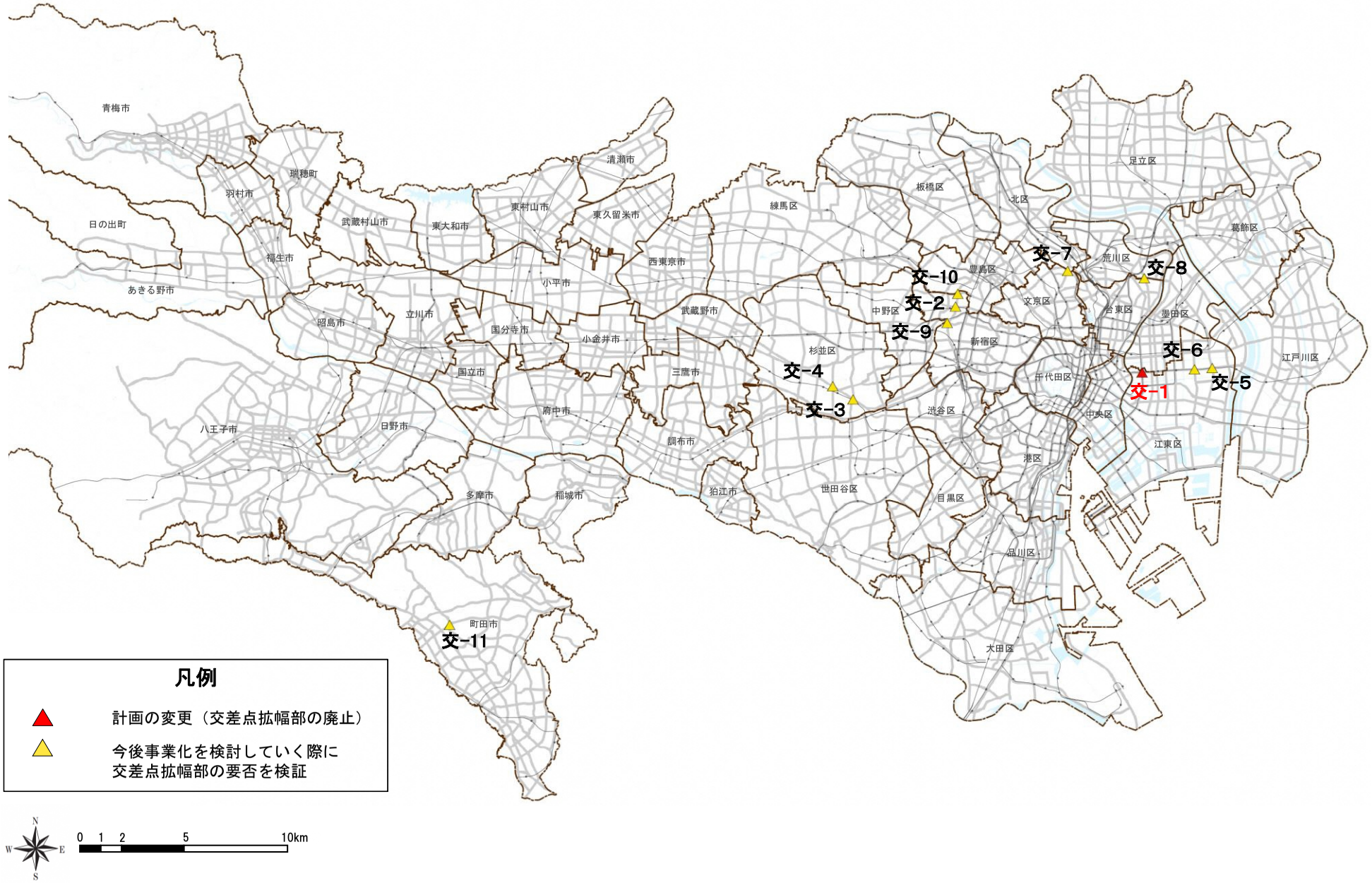

図３-32　【計画の変更（交差点拡幅部の廃止）】及び【今後事業化を検討していく際に交差点拡幅部の要否を検証】予定路線の位置図

【交差点拡幅部】

交-1 放射31号線，補助110号線（森下駅前交差点）

変更予定路線：　、　完成又は事業中の路線：

図 3 -33　【計画の変更（交差点拡幅部の廃止）】予定路線の箇所図